

議案第6号

区議会提出議案に関する意見聴取  
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和4年2月8日

(提出者)  
世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

3世総第623号  
令和4年1月26日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

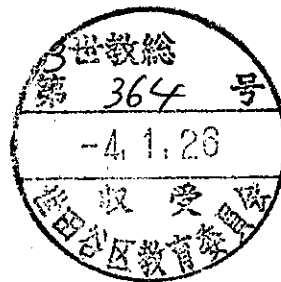
世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名  
(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案文  
別紙のとおり
- 3 提案議会  
令和4年第1回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限  
令和4年2月9日（水）
- 5 担当  
総務部総務課総務係 武井 内線2065



議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について定めるとともに、非常勤職員における育児休業の取得要件を緩和する必要があるため、本案を提出する。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第15条第1項中「に掲げる」を「の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の第2条第3号アに掲げる非常勤職員は、育児休業の承認の請求をこの条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。))に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育</p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。))に引き続き在職した期間が6月以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育</p>

改正後	改正前
<p>児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(部分休業の承認)</p>
<p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号に掲げる非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</u></p> <p>第17条の2 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(施行前の準備)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第2条第3号アに掲げる非常勤職員は、育児休業の承認の請求をこの条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>